

## 第3回外部評価委員会 ヒアリング資料

## 事務事業名 「ひとり親家庭等医療費助成事業」

## 1 事業概要

## (1) 事業の目的

ひとり親家庭等の母または父および児童の健康の保持および福祉の増進を図ることを目的に医療費の助成を行う。

## (2) 根拠法令等

- ① 北広島市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び同施行規則
- ② 北海道医療給付事業補助金交付要綱

## (3) 助成対象者

- ① ひとり親家庭（母子・父子家庭）および両親のいない家庭の18歳未満の子ども
  - ② 18歳未満の子どもを扶養または監護しているひとり親家庭の母または父
- ※ 18歳以上の特例 ～ ひとり親家庭の母または父が、18歳以上の子どもを扶養している場合には、20歳の達した日の属する月の末日まで助成対象。

## (4) 助成対象範囲

- ① 母または父 入院のみ
- ② 子ども 通院・入院

## (5) 助成内容

区分	医療費の自己負担	備考
3歳未満児	初診時一部負担金のみ	保険適用外の費用は全額自己負担（予防接種・診断書代・入院時の食事代・病衣など）
市町村民税非課税世帯	医科 580 円、歯科 510 円、 柔道整復 270 円	
3歳以上で市町村民税課税世帯	総医療費の1割相当額 月額限度額 通院 12000 円 入院 44400 円	

## 2 認定状況

( ) は父子家庭の人数

年度	母および父	児童			合計
		18歳未満	18歳以上	小計	
H18	525 (7)	828 (13)	11 (1)	839 (14)	1,364 (21)
H19	525 (9)	748 (18)	90 (0)	838 (18)	1,363 (27)
H20	525 (9)	711 (16)	105 (1)	816 (17)	1,341 (26)

(年度末の状況)

### 3 助成状況

#### (1) 母子家庭分

年度	区分	件数	金額	1件当たりの医療費
H18	母	45	3,440,746	76,461
	子ども	7,518	16,680,796	2,219
	合計	7,563	20,121,542	2,661
H19	母	54	4,738,169	87,743
	子ども	7,789	19,548,939	2,510
	合計	7,843	24,287,108	3,097
H20	母	47	3,457,893	73,572
	子ども	7,598	16,632,936	2,189
	合計	7,645	20,090,829	2,628

#### (2) 父子家庭分

年度	区分	件数	金額	1件当たりの医療費
H18	父	0	0	0
	子ども	75	120,856	1,611
	合計	75	120,856	1,611
H19	父	0	0	0
	子ども	97	144,278	1,487
	合計	97	144,278	1,487
H20	父	0	0	0
	子ども	57	79,149	1,389
	合計	57	79,149	1,389

### 4 補助内容と近隣市の状況

ひとり親家庭等医療費助成事業は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に規定されている事業のひとつで、北海道と各自治体が共同で実施している。補助率は補助対象経費の2分の1以内となっている。助成対象、助成内容および所得要件などは同補助要綱に規定され、これに基づき北広島市では条例および施行規則を定め北海道と同一の基準で事業を実施している。

#### (1) 近隣市の状況 (H20.10.1 現在)

市名	給付対象	所得制限	自己負担
札幌市	北海道と同一	同一	3歳以上で市町村民税課税世帯に対する自己負担に係る助成拡大 ◎就学前は初診時一部負担金のみ ◎1医療機関の1月の限度額 3000円
江別市	北海道と同一	同一	同一
千歳市	北海道と同一	同一	同一
恵庭市	親は入院のほか通院も対象	同一	同一
石狩市	北海道と同一	なし	3歳以上で市町村民税課税世帯に対する自己負担に係る助成拡大 ◎就学前は初診時一部負担金のみ
北広島市	北海道と同一	同一	同一